

# 岸和田市テレワーク導入促進支援業務仕様書

## 1. 業務名

岸和田市テレワーク導入促進支援業務

## 2. 業務目的

企業活動に大きな影響をもたらしているコロナ禍において、この危機を乗り越えるべく、都市部から地方への移転、分散化を図る動きが見られるなど、働く時間や場所などに制約のある多様な人材が、生活と両立しながら就業を継続できる職場環境の整備が求められている。

本市では、こうした課題を解消するため、「テレワーク」について、市内中小企業等への導入を促し、働き方改革の取組の推進を図る。

また、オフィス機能の一部を地方に移すことやテレワークの促進など、都市部から地方への受け皿として、本市への「働く場の転換」を促進することを目的とする。

## 3. 委託期間

契約締結日より、令和4年3月31日まで

## 4. 企画提案上限額

10,593,000円（消費税及び地方消費税963,000円を含む。）を上限とする。

## 5. 業務内容

(1) テレワーク導入に向けたセミナー等の開催

### ①市民向け

実施内容	実施条件
在宅ワークセミナー	【参加定員及び開催回数】 ・参加定員30名程度/1回以上開催  【目的】 在宅ワークへの理解を深めるとともに、身近に感じてもらおうこと
在宅ワークスキルアップ講座	【参加定員及び開催回数】 ・参加定員15名程度 ・1コマ2.5時間程度の講義を全6回以上開催  【目的】 テレワークによるオンライン事務をはじめ、必要となるスキルの習得を目指す。

## ②事業者向けテレワーク導入支援

実施内容	実施条件
導入促進セミナー	<b>【参加定員及び開催回数】</b> ・参加定員30名程度/1回以上開催 <b>【目的】</b> ・テレワーク導入の必要性やメリットを理解する。 ・テレワークに関する正しい知識を持つ。 ・テレワークという働き方を具体的にイメージできるようにする。

※上記①及び②のセミナー・講座については、原則岸和田市内会場にて実施すること。

また、開場は発注者と協議の上決定するものとし、その費用は受注者が負担すること。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、発注者と協議の上オンラインにより実施することとする。

### (2) 在宅勤務型のテレワーク導入を希望する中小企業等へのアドバイザー派遣

在宅勤務型のテレワークの導入を希望する市内中小企業等（以下「支援対象企業」という。）にテレワークに関する専門家をアドバイザーとして派遣し、業務の選定や社内ルール作成、セキュリティやシステム導入及び労務管理等に関するコンサルティングを行い、あわせて従業員のテレワーク体験の試行を支援する。

また、支援対象企業及びテレワークを体験した従業員を対象に、本事業による効果等に関するアンケートを行い、その結果を集計のうえ、発注者に報告する。

### 【実施条件】

#### ① 支援対象企業数

5社以上（ただし、現在、在宅勤務型テレワークを導入していない中小企業等とする。）

#### ② 支援対象企業の募集、選定等

支援対象企業の募集（広報含む）及び選定は受注者が行い、発注者と協議のうえ派遣先を決定する。なお、支援対象企業の募集、選定に係る費用については、受注者が負担する。

#### ③ アドバイザー派遣による支援の内容等

・専門家によるコンサルティングについては、以下に記載する内容を実施する。

(ア) テレワーク導入の基本方針、計画策定に対する支援

(イ) テレワーク導入に向けた社内体制構築、環境整備、社内規定整備等に対する支援

(ウ) 支援対象企業におけるテレワーク導入試行に対する支援（システム導入及びシステム運用支援を含む）

(エ) テレワーク導入試行に対する課題検証・フォローアップ

なお、アドバイスを行うにあたっては、テレワーク導入の際に課題となる①情報セキュリティ、②労務管理、③従業員とのコミュニケーション、④導入コストの4項目については、必ず支援すること。

支援対象企業へのコンサルティングは、原則として企業を訪問して実施することとし、3回以上（1回あたり2時間程度）実施すること。必要に応じてメールや電話等により、フォロ

ーも行うこと。

- ・従業員がテレワークを体験する試行期間は、1社あたり最短1ヶ月間から最長3ヶ月間とし、支援対象企業との調整により決定する。
- ・テレワーク体験の試行にあたってのテレワークシステムの提供及びシステム導入、運用支援については、受注者が選定したテレワークシステム（1種類）を支援対象企業へ提供すること。また、テレワークで利用するパソコン等へのシステム導入を支援し、試行期間中は支援対象企業やテレワークを体験する従業員からのシステム運用に関する質問等に対応できるサポート体制（電話、メールによる対応可）を構築すること。

なお、テレワーク体験に使用するパソコン等の端末機器は支援対象企業で用意するものとし、テレワークシステム導入及びシステム運用支援に係る費用などその他の費用については全て受注者が負担する。

### （3）プロモーション活動

企業のニーズなどの調査を実施し本市でのサテライトオフィス開設の働きかけ及び開設実現を支援する。

#### ① 検討企業の選定・調査

本市内に本社及び事業所等を有しない企業（3000社程度）を対象に、本市でのサテライトオフィス開設の意向等について調査を効果的な手法にて実施すること。

#### ② 検討企業との面談機会の提供

当市に関心を示した企業と市が個別又は集団でオンライン面談する機会を設けること。面談企業は10社以上とするとともに、別に市へのサテライトオフィス立地視察に1社以上が参加するように調整すること。

## 8. 委託条件

### （1）守秘義務等

- ①受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない

### （2）その他

#### ①企画提案全般について

- （ア）本事業に際して生じたトラブルについては、受託者が一切の責任を負うこと
- （イ）提案内容については、行政等との調整により、実施不可になる可能性があることを了承すること
- （ウ）あらかじめ岸和田市と調整したスケジュールで行うこと

- ②委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない

- ③ 想定対象者の増減、本仕様書に記載されていない事項及び不測の事態の対応等については、両者協議のうえ決定すること。